

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成26年10月30日提出
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 村上 雅彦
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【事務連絡者氏名】	雄谷 敦史
【電話番号】	03-6447-6147
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	A Bグローバル・ハイインカム・オープン（1年決算型）為替ヘッジなし A Bグローバル・ハイインカム・オープン（1年決算型）為替ヘッジあり
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	(1)当初自己設定額 A Bグローバル・ハイインカム・オープン（1年決算型）為替ヘッジなし 1億円を上限とします。 A Bグローバル・ハイインカム・オープン（1年決算型）為替ヘッジあり 1億円を上限とします。 (2)継続申込額 A Bグローバル・ハイインカム・オープン（1年決算型）為替ヘッジなし 5兆円を上限とします。 A Bグローバル・ハイインカム・オープン（1年決算型）為替ヘッジあり 5兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

半期報告書を提出しましたので平成26年 1月15日付をもって提出しました有価証券届出書（平成26年1月27日、8月22日付で有価証券届出書の訂正届出書を提出済み。以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」は原届出書の更新後の内容を記載しています。また、原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」に「中間財務諸表」の記載事項が追加されます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

ファンドの特色

1

世界の債券に分散投資を行ない、トータルリターンの最大化をめざします。

- 先進国の投資適格債への投資により、中長期的に安定した収益を確保するとともに、高い利回りの獲得が期待されるハイイールド社債や新興国債券にも投資することで、収益の向上を図ります。
- ※BB格相当以下の格付が付与されている債券への投資比率は、原則として信託財産の50%以内とします。

2

アライアンス・バーンスタインが運用を行ないます。

- 当ファンドの実質的な投資対象である「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・マザーファンド」は、世界有数の運用会社である、アライアンス・バーンスタイン*が運用を行ないます。
- *当ファンドの実質的な運用は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー、アライアンス・バーンスタイン・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッドの4社が行ないます。

3

**毎月決算を行なう
「(毎月分配型)為替ヘッジなし」「(毎月分配型)為替ヘッジあり」と
年1回決算を行なう
「(1年決算型)為替ヘッジなし」「(1年決算型)為替ヘッジあり」の
4つのコースがあります。**

- 原則として、毎月分配型は毎月22日、1年決算型は毎年11月22日に決算を行ないます(休業日の場合は翌営業日)。
- ※ 分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行なわない場合もあります。
- 「為替ヘッジなし」と「為替ヘッジあり」のコースがあり、お客様の運用ニーズに応じてお選びいただけます。
「為替ヘッジなし」では、為替変動の影響を受け、円高時には、為替差損が発生しますが、円安時に為替差益が期待できます。
「為替ヘッジあり」では、為替ヘッジを行なうことで、為替変動リスクの低減を図ります。
- ※ 「為替ヘッジあり」では、為替ヘッジを行なうことにより、為替ヘッジコストがかかります。また、必ずしも為替変動リスクが完全に排除されるとは限りません。ただし、為替ヘッジ対象通貨と円の2国間の短期金利差によっては、為替ヘッジプレミアムとなる場合があります。

※各ファンドの間でスイッチングを行なうことができます。ただし、販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングを行なえない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

当ファンドの魅力 世界債券への分散投資と機動的な運用

■当ファンドでは、さまざまな債券セクターへ分散投資するとともに、市場環境に応じて機動的な資産配分の変更を行なう「ABコンパス戦略」*を用いることで、あらゆる投資環境において、トータルリターン^{コンパス}の最大化をめざします。*当ファンドで行なう債券マルチセクター運用のことを、「AB羅針盤（コンパス）戦略」と呼びます。



各債券の特性 収益性の異なる債券を投資対象とします

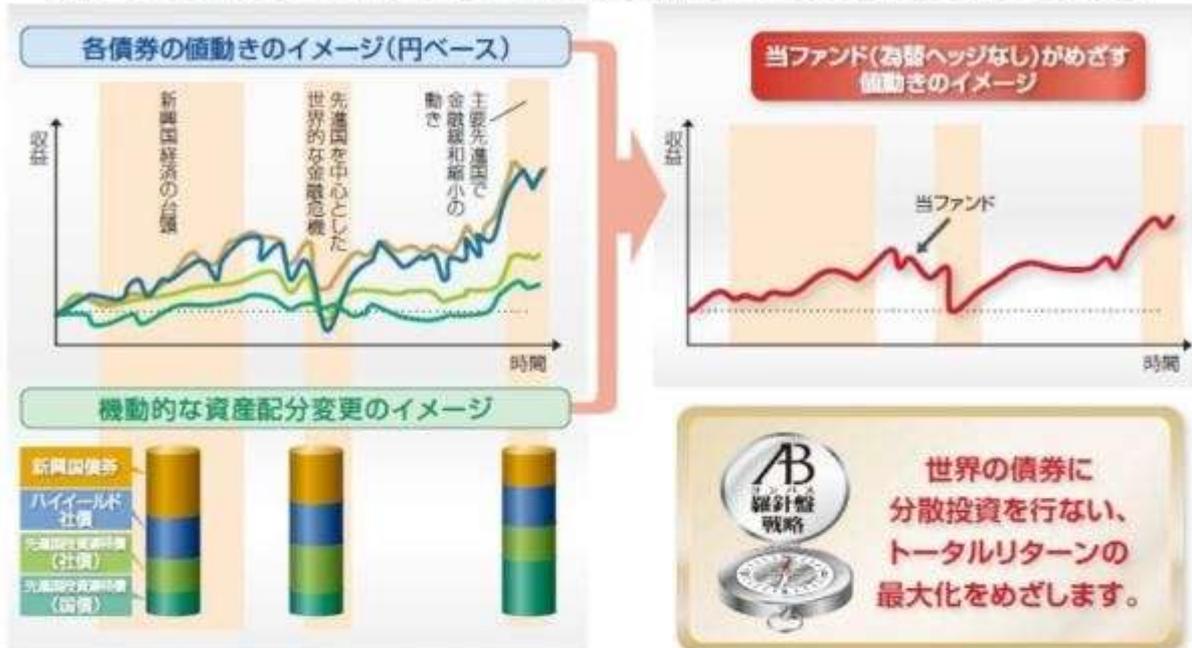
■当ファンドでは、比較的値動きが安定している先進国の投資適格国債・社債に投資を行なうとともに、相対的に高い利回りの獲得が期待されるハイイールド社債や新興国債券にも投資を行なうことで、収益の向上を図ります。

※市場動向などに応じて、資産担保証券（ABS）などにも投資する場合があります。



コンパス AB羅針盤戦略の効果 値動きの異なる債券に機動的に投資する効果

■当ファンドでは、値動きが異なる債券を投資環境に応じて機動的に組み合わせる「AB羅針盤戦略」を用いることで、さまざまな局面において、リスクの分散を図りながら収益の獲得をめざします。



※上記はイメージです。一般論であり、実際とは異なる場合があります。

利回りと格付 セクターごとに異なる債券利回り水準

■各債券セクターの利回り水準は、信用リスクに応じて異なり、相対的に信用力の低いハイイールド社債や新興国債券は、相対的に高い利回り水準となっています。



日本国債、米国国債：10年国債
先進国投資適格債(国債)：JPモルガン GBI グローバル
先進国投資適格債(社債)：パークレイズグローバル総合・社債*
新興国債券：JPモルガン EMBI グローバル
ハイイールド社債：BofAメリルリンチ・米国ハイイールド・マスターII
*一部新興国の投資適格債(社債)が含まれます。

※グラフデータは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

当ファンドの分配方針について

● (毎月分配型) 為替ヘッジなし / 為替ヘッジあり ●

- 組入債券の利子収益や値上がり益などを原資として、毎決算時に収益分配を行なうことをめざします。
- 毎月22日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

分配のイメージ



● (1年決算型) 為替ヘッジなし / 為替ヘッジあり ●

- 組入債券の利子収益や値上がり益などを原資として、毎決算時に収益分配を行なうことをめざします。
- 毎年11月22日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

分配のイメージ



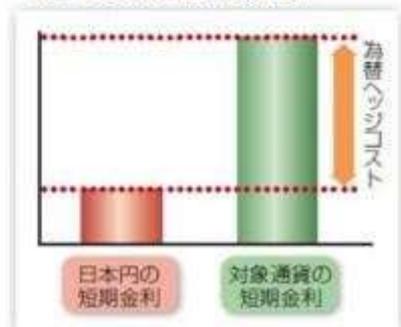
- 販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- 上図はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

「為替ヘッジなし」と「為替ヘッジあり」があります

- 「為替ヘッジなし」では、為替変動の影響を受け、円高時は為替差損となりますが、円安時には為替差益の獲得が期待できます。
 - 「為替ヘッジあり」では、為替ヘッジを行なうことにより、為替変動リスクの低減を図ります。
- ※ 為替ヘッジを行なう際、対象通貨の短期金利より円の短期金利が低い場合には、為替ヘッジコスト(金利差の支払い)がかかります。また、必ずしも為替変動リスクが完全に排除されるとは限りません。なお、両通貨の金利水準によっては、為替ヘッジプレミアム(金利差の受取り)となる場合があります。



● 為替ヘッジとは、為替変動リスクを低減する手段です。為替ヘッジを行なう際、対象通貨の短期金利より円の短期金利が低い場合には、為替ヘッジコストがかかります。両通貨間の金利差が大きい場合には、為替ヘッジコストは増加します。



※ 上記はイメージであり、実際とは異なる場合があります。

※ 両通貨の金利水準によっては、為替ヘッジプレミアムとなる場合があります。

アライアンス・バーンスタインが運用を行ないます

- 当ファンドの実質的な運用は、アライアンス・バーンスタイン・エルピー、アライアンス・バーンスタイン・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッドの4社が行ないます。
- アライアンス・バーンスタイン・グループは、ニューヨークをはじめ世界20カ国44都市に拠点を有し、総額約43.7兆円*1（約4,452億米ドル）の資産を運用する世界有数の資産運用会社です。世界の機関投資家、富裕層、一般の個人投資家に広範囲な投資運用サービスを提供し、年金基金などの機関投資家からも高い評価を受けています。運用サービスには、株式、債券、マルチ・アセットやオルタナティブ等があり、それぞれのサービスに特化したチームが調査・運用を行ないます。

● アライアンス・バーンスタイン・グループについて ●

- ▶資産運用業務で40年を超える歴史と実績
- ▶上場企業（ニューヨーク証券取引所）*2としての信頼
- ▶世界の機関投資家・富裕層・個人投資家のニーズに応える幅広い商品群とサービス内容
- ▶約200名のアナリスト*3を擁する、業界屈指のリサーチ陣営
- ▶約3,300名の従業員*3

● 運用資産総額の内訳 資産運用総額は、約43.7兆円*1 ●



※四捨五入の関係上、上記の各項目の合計と運用資産総額が一致しない場合があります。

● 世界を結ぶグローバル・ネットワーク ●



写真：アライアンス・バーンスタイン・エルピー（ニューヨーク本社）の外観

2013年9月末現在

出所：アライアンス・バーンスタイン

※1 2013年9月末現在。米ドル建て資産額の円建て表示の為替換算レートは1米ドル=98.125円（2013年9月30日現在）を使用しています。

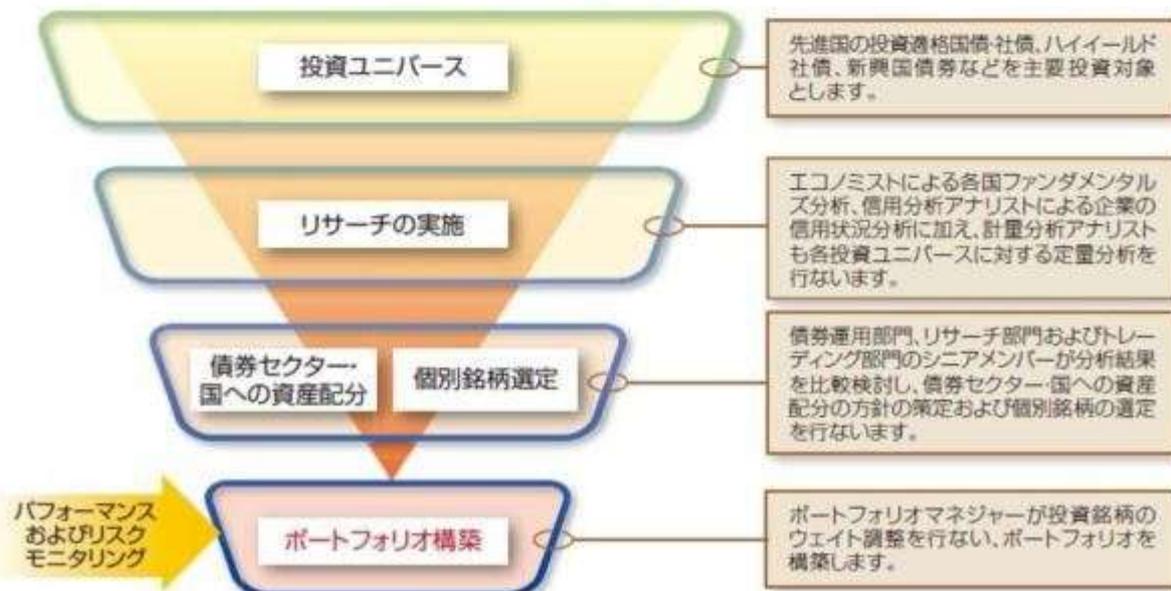
※2 アライアンス・バーンスタイン・ホールディング・エルピーのリミテッドパートナーシップ持分がニューヨーク証券取引所に上場。

※3 2013年9月末現在。

運用プロセスについて

- 当ファンドの実質的な投資対象であるマザーファンドの運用を担当するアライアンス・バーンスタイン*の運用プロセスは、以下の通りです。

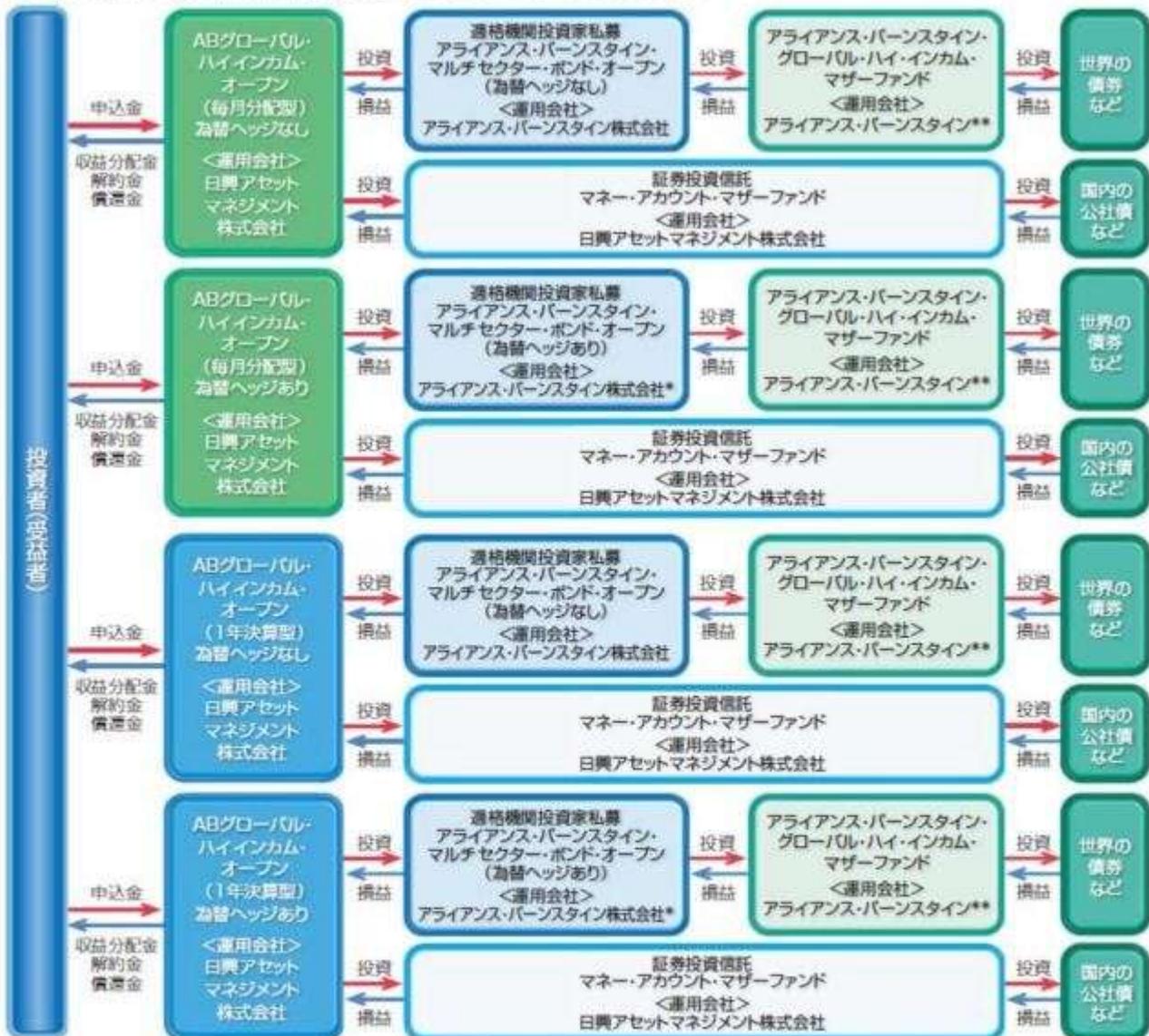
*アライアンス・バーンスタイン・エルピー、アライアンス・バーンスタイン・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッドの4社を指します。



※上記は2013年10月末現在のものであり、今後変更になる場合があります。

ファンドの仕組み

■当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



* 為替ヘッジに関する運用は、アライアンス・パートナーズ・エルピー、アライアンス・パートナーズ・リミテッド、アライアンス・パートナーズ・オーストラリア・リミテッド、アライアンス・パートナーズ・香港・リミテッドが行いません。

** 実質的な運用は、アライアンス・パートナーズ・エルピー、アライアンス・パートナーズ・リミテッド、アライアンス・パートナーズ・オーストラリア・リミテッド、アライアンス・パートナーズ・香港・リミテッドが行いません。

※各ファンドの間でスイッチングを行なうことができます。ただし、販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングを行なえない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

■主な投資制限

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

■分配方針

毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



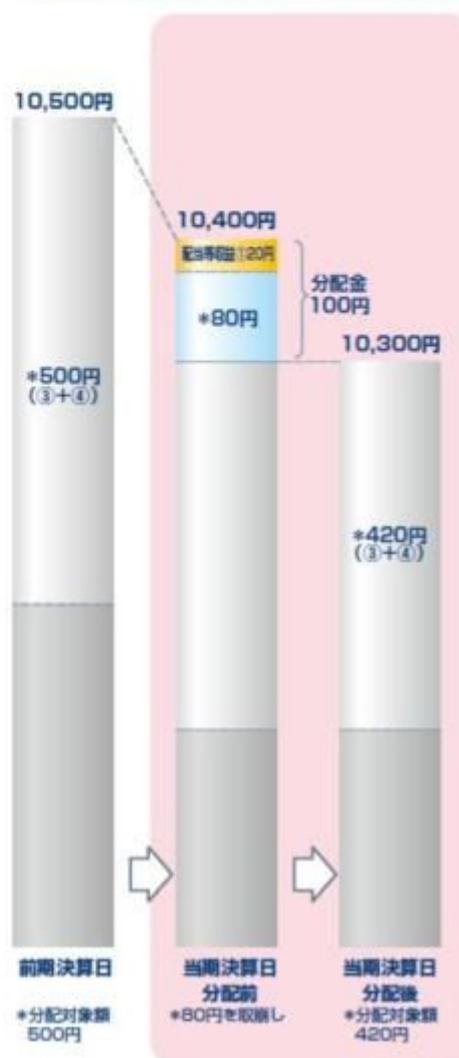
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合



(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

- ・普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(3) 【ファンドの仕組み】

<更新後>

委託会社の概況（平成26年8月末現在）

1) 資本金

17,363百万円

2) 沿革

昭和34年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

平成11年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

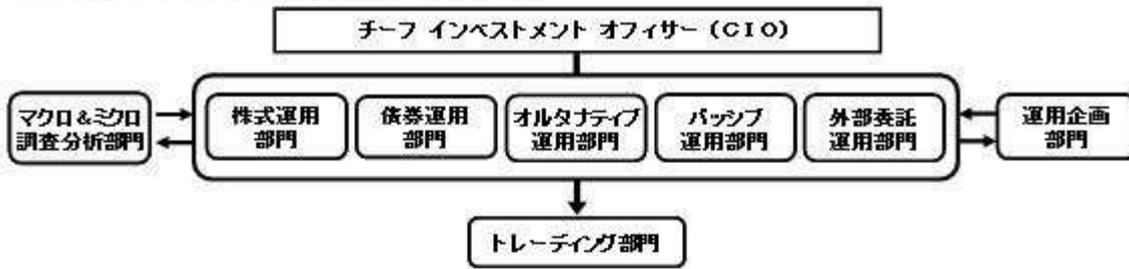
名称	住所	所有株数	所有比率
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	179,869,100株	91.29%
DBS Bank Ltd.	6 Shenton Way, #46-00, DBS Building Tower One, Singapore 068809	14,283,400株	7.24%

2 【投資方針】

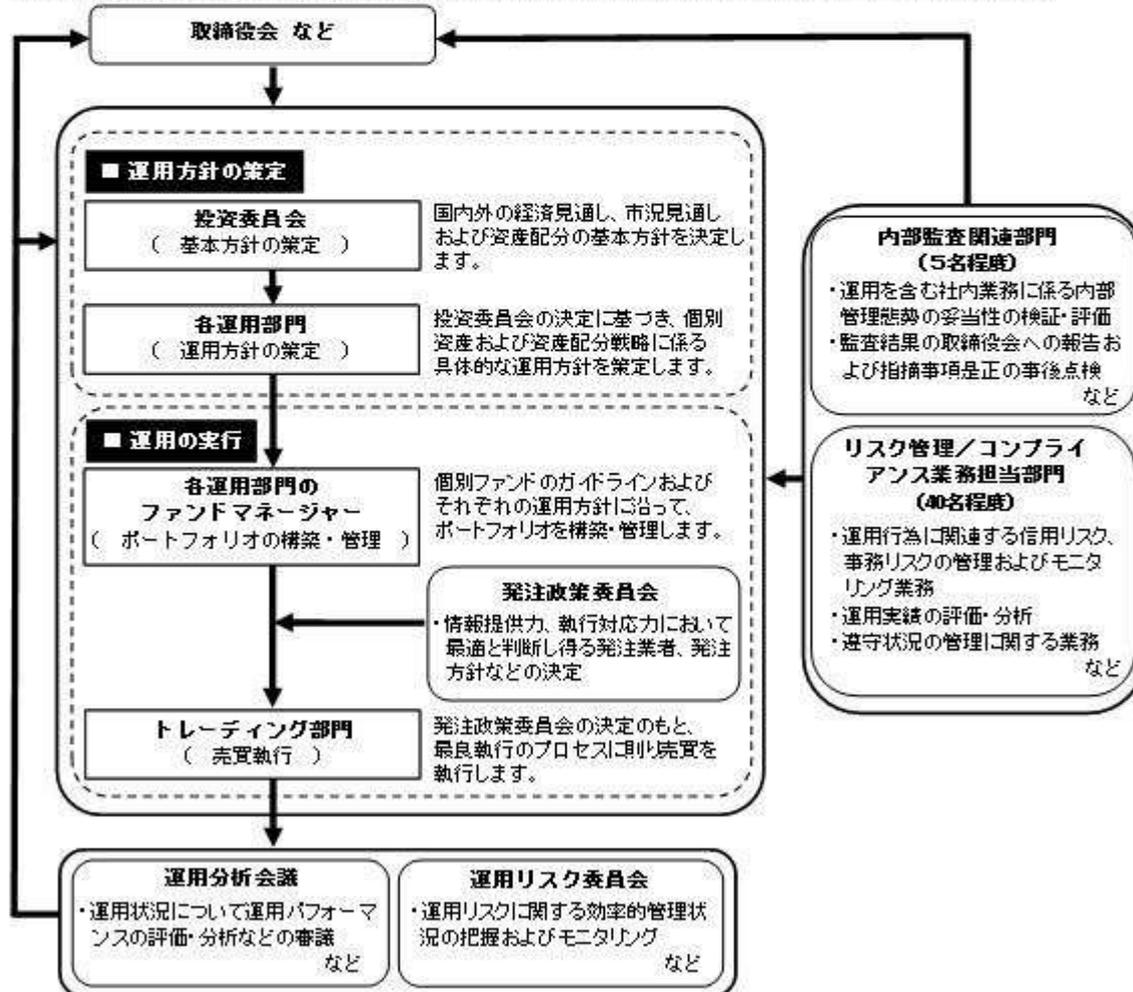
(3) 【運用体制】

<更新後>

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照会、月次の勘定残高照会などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

上記体制は平成26年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3【投資リスク】

<更新後>

(1) ファンドのリスク

<その他の留意事項>

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由によ

り基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・投資対象とする投資信託証券に関する事項

諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券(マザーファンドを含みます。)と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴う資金流入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

・運用制限や規制上の制限に関する事項

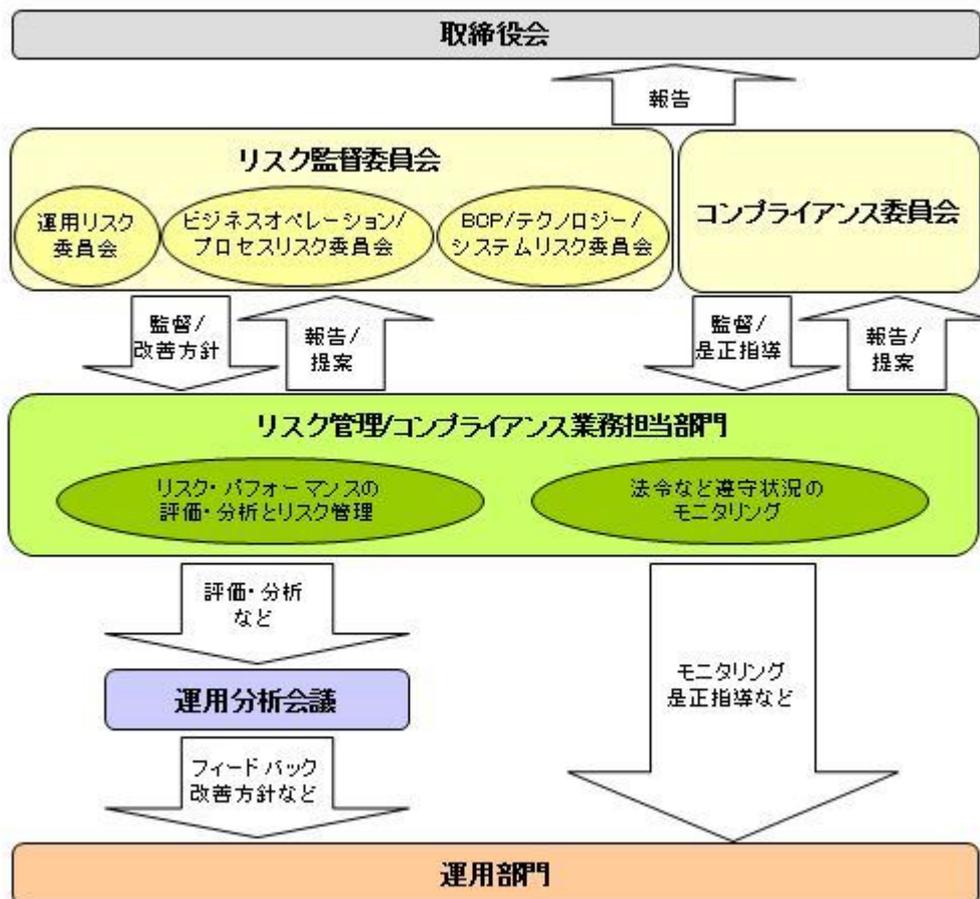
関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

< 更新後 >

(2) リスク管理体制



全社的なリスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況およびリスク管理状況については、リスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。本委員会およびその部門別委員会においては、各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重大なリスクの洗い出し、より予防的なリスクの軽減に繋がる施策、管理手法の構築などに努めております。

リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行いません。運用パフォーマンスおよびリスクに係る評価と分析の結果については運用分析会議に報告し、リスク管理状況についてはリスク監督委員会あるいはその部門別委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、リスク管理/コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはリスク管理/コンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

上記体制は平成26年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

<更新後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315% (所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益(譲渡益)^{*}については譲渡所得として、20.315% (所得税15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、20.315% (所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。

* 解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等(申告分離課税を選択したものに限り)と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益(譲渡益)および普通分配金(申告分離課税を選択したものに限り)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315% (所得税のみ)の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

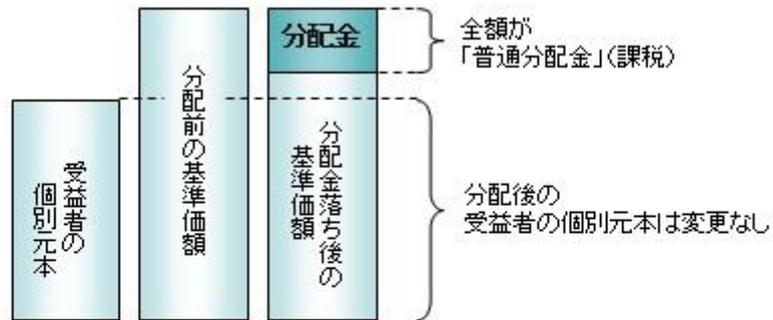
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

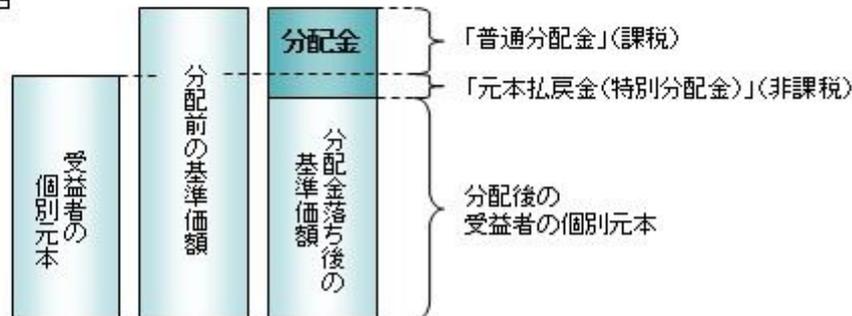
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



上記は平成26年10月30日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【A Bグローバル・ハイインカム・オープン（1年決算型）為替ヘッジなし】

以下の運用状況は2014年 8月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	15,737,092	97.17
親投資信託受益証券	日本	15,839	0.10
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		442,832	2.73
合計(純資産総額)		16,195,763	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
------	----	-----	----------	---------	---------	---------	---------	---------

日本	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・マルチセクター・ボンド・オープン(為替ヘッジなし)	15,112,929	1.011	15,279,478	1.0413	15,737,092	97.17
日本	親投資信託受益証券	マネー・アカウント・マザーファンド	15,775	1.0032	15,827	1.0041	15,839	0.10

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.17
親投資信託受益証券	0.10
合計	97.27

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
2014年 1月末日	1		1.0000	
2月末日	4		1.0173	
3月末日	15		1.0296	
4月末日	15		1.0355	
5月末日	15		1.0396	
6月末日	15		1.0406	
7月末日	15		1.0512	
8月末日	16		1.0675	

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
当中間期	2014年 1月31日 ~ 2014年 7月30日	

【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
当中間期	2014年 1月31日～2014年 7月30日	4.67

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
当中間期	2014年 1月31日～2014年 7月30日	15,171,963	0

(注)第1期中間計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【A Bグローバル・ハイインカム・オープン(1年決算型)為替ヘッジあり】

以下の運用状況は2014年 8月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	60,744,383	97.13
親投資信託受益証券	日本	61,930	0.10
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		1,731,753	2.77
合計(純資産総額)		62,538,066	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・マルチセクター・ボンド・オープン(為替ヘッジあり)	59,020,971	1.0194	60,169,865	1.0292	60,744,383	97.13
日本	親投資信託受益証券	マネー・アカウント・マザーファンド	61,678	1.0038	61,917	1.0041	61,930	0.10

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.13
親投資信託受益証券	0.10
合計	97.23

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
2014年 1月末日	1		1.0000	
2月末日	4		1.0139	
3月末日	5		1.0165	
4月末日	12		1.0245	
5月末日	12		1.0387	
6月末日	61		1.0403	
7月末日	61		1.0405	
8月末日	62		1.0517	

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
当中間期	2014年 1月31日～2014年 7月30日	

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
当中間期	2014年 1月31日～2014年 7月30日	4.22

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
当中間期	2014年 1月31日～2014年 7月30日	59,464,421	0

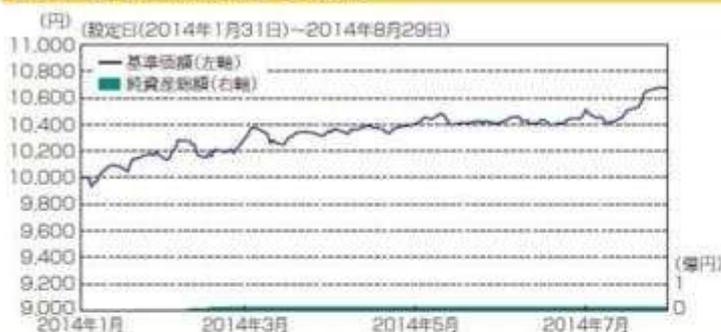
(注)第1期中間計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

参考情報

運用実績((1年決算型)為替ヘッジなし)

2014年8月29日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額…………… 10,675円
純資産総額…………… 0.16億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

<資産構成比率>

組入資産	比率
アライアンス・バーンスタイン・マルチセクター・ボンド・オープン(為替ヘッジなし)	97.2%
マネー・アカウント・マザーファンド	0.1%
現金・その他	2.7%

※比率は対純資産総額比です。

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・マザーファンドのポートフォリオの内容

<セクター別構成比率>

セクター	比率
先進国投資適格債(国債)	32.7%
先進国投資適格債(社債等)	12.3%
新興国債券	20.5%
ハイイールド社債	27.1%
その他資産	0.7%
現金等	6.7%

<通貨別構成比率>

通貨名	比率
米ドル	70.9%
ユーロ	11.8%
日本円	10.8%
英ポンド	3.6%
マレーシア・リンギット	1.1%
その他	1.9%

<組入債券上位10銘柄>(銘柄数:316銘柄)

銘柄	国名	利率(%)	償還日	比率
1 イギリス国債	イギリス	3.75	2020年9月7日	5.8%
2 米国国債	アメリカ	7.125	2023年2月15日	3.7%
3 米国国債	アメリカ	1.625	2022年8月15日	2.8%
4 米国国債	アメリカ	8.75	2020年8月15日	2.8%
5 イタリア国債	イタリア	5.5	2022年11月1日	1.9%
6 ベルギー国債	ベルギー	8.75	2033年11月21日	1.6%
7 ニューージーランド国債	ニューージーランド	5	2019年3月15日	1.6%
8 イギリス国債	イギリス	4.25	2040年12月7日	1.5%
9 オランダ国債	オランダ	1.75	2023年7月15日	1.3%
10 米国国債	アメリカ	3.625	2020年2月15日	1.3%

※上記は、アライアンス・バーンスタインから提供された情報です。
※当マザーファンドの純資産総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2014年は、設定時から8月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

運用実績((1年決算型)為替ヘッジあり)

2014年8月29日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額..... 10,517円

純資産総額..... 0.62億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

<資産構成比率>

組入資産	比率
アライアンス・バーンスタイン・マルチセクター・ボンド・オープン(為替ヘッジあり)	97.1%
マネー・アカウント・マザーファンド	0.1%
現金・その他	2.8%

※比率は対純資産総額比です。

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・マザーファンドのポートフォリオの内容

<セクター別構成比率>

セクター	比率
先進国投資適格債(国債)	32.7%
先進国投資適格債(社債)	12.3%
新興国債券	20.5%
ハイイールド社債	27.1%
その他資産	0.7%
現金等	6.7%

<通貨別構成比率>

通貨名	比率
米ドル	70.9%
ユーロ	11.8%
日本円	10.8%
英ポンド	3.6%
マレーシア・リンギット	1.1%
その他	1.9%

<組入債券上位10銘柄> (銘柄数:316銘柄)

	銘柄	国名	利率(%)	償還日	比率
1	イギリス国債	イギリス	3.75	2020年9月7日	5.8%
2	米国国債	アメリカ	7.125	2023年2月15日	3.7%
3	米国国債	アメリカ	1.625	2022年8月15日	2.9%
4	米国国債	アメリカ	8.75	2020年8月15日	2.8%
5	イタリア国債	イタリア	5.5	2022年11月1日	1.9%
6	ペルー国債	ペルー	8.75	2033年11月21日	1.6%
7	ニュージーランド国債	ニュージーランド	5	2019年3月15日	1.6%
8	イギリス国債	イギリス	4.25	2040年12月7日	1.5%
9	オランダ国債	オランダ	1.75	2023年7月15日	1.3%
10	米国国債	アメリカ	3.625	2020年2月15日	1.3%

※上記は、アライアンス・バーンスタインから提供された情報です。
※当マザーファンドの純資産総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2014年は、設定時から8月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(5)【その他】

<訂正前>

信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合については、書面決議を行いません。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

<訂正後>

信託約款の変更など

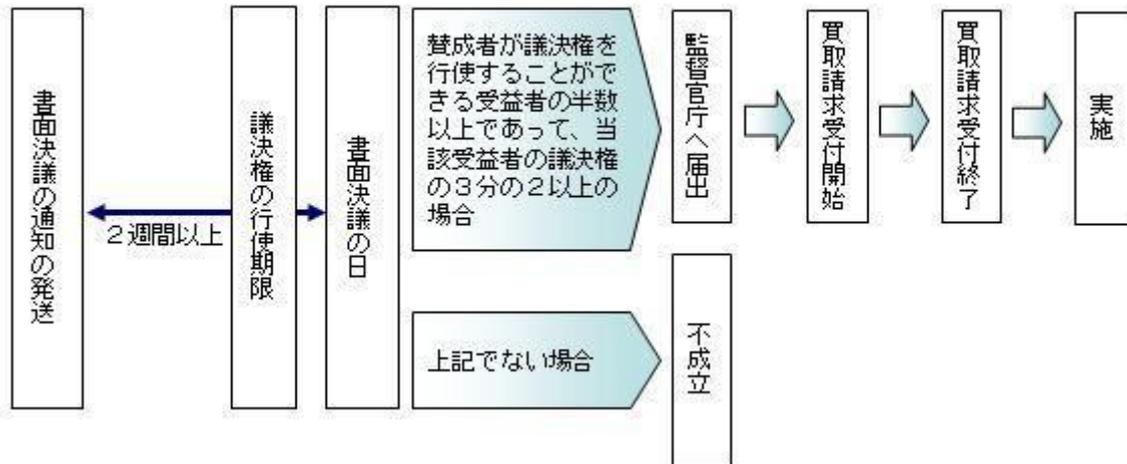
- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合については、書面決議を行いません。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
上記規定は、2014年12月1日以降、以下の通り変更となります。
この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行いません。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

<訂正前>

書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行いません。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行いません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行なう場合には、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<書面決議の主な流れ>



<訂正後>

書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行いません。

上記規定は、2014年12月1日以降、以下の通り変更となります。

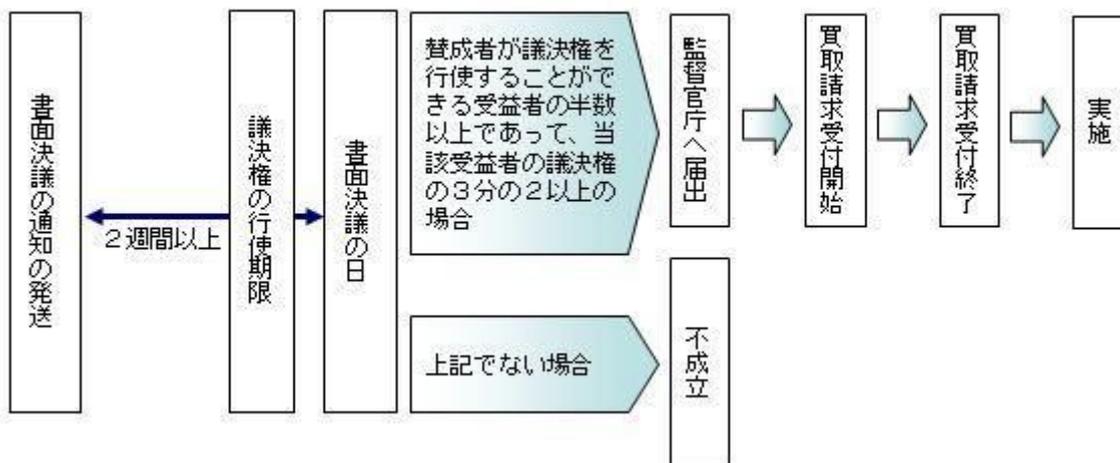
書面決議は、議決権を行することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行いません。

- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行いません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行なう場合には、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

上記規定は、2014年12月1日以降、以下の通り変更となります。

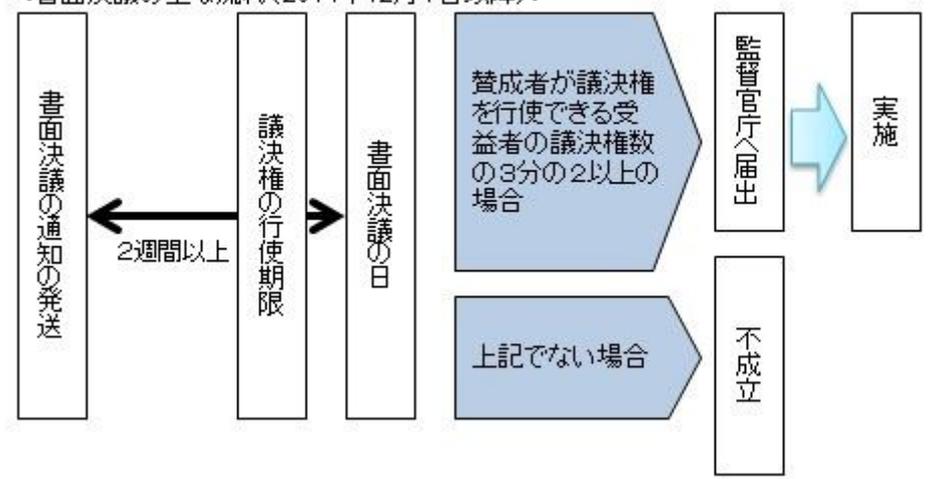
当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



※書面決議の流れは、2014年12月1日以降、下図の通り変更となります。

<書面決議の主な流れ(2014年12月1日以降)>



<訂正前>

運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は原則として知れている受益者に対して交付されます。

<訂正後>

運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は原則として知れている受益者に対して交付されます。

上記規定は、2014年12月1日以降、以下の通り変更となります。

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

第3【ファンドの経理状況】

< A B グローバル・ハイインカム・オープン（1年決算型）為替ヘッジなし >

< A B グローバル・ハイインカム・オープン（1年決算型）為替ヘッジあり >

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成26年1月31日から平成26年7月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けておりません。

【中間財務諸表】

【A B グローバル・ハイインカム・オープン（1年決算型）為替ヘッジなし】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

当中間計算期間末 平成26年7月30日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	837,540
投資信託受益証券	15,098,717
親投資信託受益証券	15,839
未収利息	1
流動資産合計	15,952,097
資産合計	15,952,097
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	1,618
未払委託者報酬	63,283
その他未払費用	6,174
流動負債合計	71,075
負債合計	71,075
純資産の部	
元本等	
元本	15,171,963
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金()	709,059
元本等合計	15,881,022
純資産合計	15,881,022
負債純資産合計	15,952,097

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

当中間計算期間 自 平成26年1月31日 至 平成26年7月30日	
営業収益	
受取配当金	297,336
受取利息	37
有価証券売買等損益	202,738

		当中間計算期間
		自 平成26年 1月31日
		至 平成26年 7月30日
営業収益合計		500,111
営業費用		
受託者報酬		1,618
委託者報酬		63,283
その他費用		6,174
営業費用合計		71,075
営業利益又は営業損失（ ）		429,036
経常利益又は経常損失（ ）		429,036
中間純利益又は中間純損失（ ）		429,036
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）		-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		-
剰余金増加額又は欠損金減少額		280,023
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		280,023
剰余金減少額又は欠損金増加額		-
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-
分配金		-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		709,059

（ 3 ）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

（中間貸借対照表に関する注記）

		当中間計算期間末 平成26年 7月30日現在
1.	期首元本額	1,000,000円
	期中追加設定元本額	14,171,963円
	期中一部解約元本額	- 円
2.	受益権の総数	15,171,963口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

当中間計算期間 自 平成26年 1月31日 至 平成26年 7月30日
該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	当中間計算期間末 平成26年 7月30日現在
中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表計上額は中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額は ありません。
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載 しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品 の時価を帳簿価額としております。
金融商品の時価等に関する事項について の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的 に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件 等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること もあります。

（1口当たり情報）

	当中間計算期間末 平成26年 7月30日現在
1口当たり純資産額	1.0467円
(1万口当たり純資産額)	(10,467円)

【A B グローバル・ハイインカム・オープン（1年決算型）為替ヘッジあり】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	当中間計算期間末 平成26年 7月30日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	3,067,049
投資信託受益証券	58,958,452
親投資信託受益証券	61,930
未収利息	4
流動資産合計	62,087,435
資産合計	62,087,435
負債の部	

当中間計算期間末
平成26年 7月30日現在

流動負債	
未払受託者報酬	2,590
未払委託者報酬	99,611
その他未払費用	9,709
流動負債合計	111,910
負債合計	
	111,910
純資産の部	
元本等	
元本	59,464,421
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	2,511,104
元本等合計	61,975,525
純資産合計	61,975,525
負債純資産合計	62,087,435

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

	当中間計算期間 自 平成26年 1月31日 至 平成26年 7月30日
営業収益	
受取配当金	465,024
受取利息	266
有価証券売買等損益	224,176
営業収益合計	689,466
営業費用	
受託者報酬	2,590
委託者報酬	99,611
その他費用	9,709
営業費用合計	111,910
営業利益又は営業損失（ ）	577,556
経常利益又は経常損失（ ）	577,556
中間純利益又は中間純損失（ ）	577,556
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,933,548
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,933,548
剰余金減少額又は欠損金増加額	-
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	2,511,104

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券
-----------------	---

移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

		当中間計算期間末 平成26年 7月30日現在
1.	期首元本額	1,000,000円
	期中追加設定元本額	58,464,421円
	期中一部解約元本額	- 円
2.	受益権の総数	59,464,421口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

当中間計算期間 自 平成26年 1月31日 至 平成26年 7月30日
該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	当中間計算期間末 平成26年 7月30日現在
中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表計上額は中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額は ありません。
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載 しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品 の時価を帳簿価額としております。
金融商品の時価等に関する事項につ いての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理 的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条 件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること もあります。

（1口当たり情報）

当中間計算期間末 平成26年 7月30日現在	
1口当たり純資産額	1.0422円
(1万口当たり純資産額)	(10,422円)

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2014年 8月29日現在です。

【A Bグローバル・ハイインカム・オープン(1年決算型)為替ヘッジなし】

【純資産額計算書】

資産総額	16,216,597円
負債総額	20,834円
純資産総額(-)	16,195,763円
発行済口数	15,171,963口
1口当たり純資産額(/)	1.0675円

【A Bグローバル・ハイインカム・オープン(1年決算型)為替ヘッジあり】

【純資産額計算書】

資産総額	62,605,453円
負債総額	67,387円
純資産総額(-)	62,538,066円
発行済口数	59,464,421口
1口当たり純資産額(/)	1.0517円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<更新後>

(1) 資本金の額

平成26年8月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

過去5年間における主な資本金の増減

年月日	変更後（変更前）
平成21年10月1日	17,363,045,900円（16,403,045,900円）

(2) 会社の意思決定機関（平成26年8月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役・監査役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行ないます。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。

当社の取締役会は10名以内の取締役で構成され、取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選定します。

・監査役会

当社の監査役会は5名以内の監査役で構成され、監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

(3) 運用の意思決定プロセス（平成26年8月末現在）

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用に関するリスク・パフォーマンスの評価と分析および法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理については、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行

なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

- ・委託会社の運用する、平成26年8月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	526	97,550
株式投資信託	469	75,973
単位型	70	1,924
追加型	399	74,049
公社債投資信託	57	21,577
単位型	41	318
追加型	16	21,258
投資法人合計	1	42

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成26年3月末現在)	事業の内容
あかつき証券株式会社	2,541百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エース証券株式会社	8,831百万円	
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	
株式会社 S B I 証券	47,937百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
日興アセットマネジメント株式会社	17,363百万円	証券投資信託の設定を行なうとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行なっています。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年9月10日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士 鶴田 光夫
----------------	-------------

指定社員 業務執行社員	公認会計士 辻村 和之
----------------	-------------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているA Bグローバル・ハイインカム・オープン（1年決算型）為替ヘッジなしの平成26年1月31日から平成26年7月30日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、A Bグローバル・ハイインカム・オープン（1年決算型）為替ヘッジなしの平成26年7月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成26年1月31日から平成26年7月30日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成26年9月10日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定社員 公認会計士 辻村 和之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているA Bグローバル・ハイインカム・オープン（1年決算型）為替ヘッジありの平成26年1月31日から平成26年7月30日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、A Bグローバル・ハイインカム・オープン（1年決算型）為替ヘッジありの平成26年7月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成26年1月31日から平成26年7月30日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月13日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 羽 太 典 明
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。